

所管部課	行政管理部 総務課	部長	矢吹 勇一		
件名	東大和市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>(1) 改正理由 行政手続法及び東大和市行政手続条例の改正に伴い、引用する条項の改正等を行うものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ・規則中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。 ・その他所要の文言整理を行う。</p> <p>(3) 施行日 令和8年5月21日</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果 決定</p>					